

第1回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成19年6月12日（火）14：00～16：00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	委員長
	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	副委員長
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	

○ あいさつ

仁坂知事 今日が委員会の第1回目であるが、歴史的瞬間であると考えている。知事に就任してやりたいと考えていたことの1つである。和歌山の再生には観光が重要だが、どのようにすれば上手くいくのか。それぞれ考えが違う中で放置して走り出すと、結果として調和を乱し反感を招く恐れもあり、きちんとしたルール、決まり、制限といったものが必要だ。ぜひ早期に条例を制定し、環境・景観を守り、自然・歴史資源を保存しながら、それを新しく利用するという方法を確立したい。

三重県知事との話の中で、完成直前の景観条例を見せて頂き、いろいろと考えておられると感じた。スタートは遅れを取っているが、日本を代表する碩学の方をお招きしたと思っている。皆さんの活発な議論を通じて、和歌山に日本一立派な景観条例を作って頂きたい。それが景観計画になり、和歌山の資源を保全することになる。その根本を作って頂きたい。

西村委員長 景観法の成立にも関わってきた経緯もあり、今回の条例検討に協力できること、大変嬉しく思う。これまでいろんな府県から相談も受けたし、世界遺産指定の際にも協力させて頂いていることから、何らかのお手伝いがないか

と思ってお引き受けさせて頂いた。

都道府県の景観条例も様々なパターンが出てきており、スタンスもそれぞれ違う。例えば東京都と神奈川県でも全く違う作り方である。

景観法では基本的に市町村が主体となるべきとしているが、想定していた通りに全ての市町村が景観行政団体とならない場合には、県においても一定の役割があるのではないかと思う。また、景観上も様々な変化が予想され、手をこまねいて見ていると損なわれてしまうので県の主導的な役割が試されている。

景観条例を作っても、景観計画が無いと条例の中身が無いことになる。幸いにも元になる議論については懇話会で行われているので、そうした点を踏まえながらスピーディーにまとめ上げていきたい。

具体的な誘導については、いろいろなパターンが想定されると思うので、今後検討を重ねていきたい。

○ 議 事

和歌山県景観条例の検討に向けて

- 「景観条例等検討のスケジュール」
- 「これまでの検討の経過」
- 「景観法の概要と景観施策の事例」

以上事務局より説明

委員 A： 景観法の制度的な枠組みをうまく活用して景観計画を作っていくことが望まれる。現場を見ながら具体的に考えていきたい。

3点申し上げたい。

①県下の風景の中でも、複数の市町村にまたがる広域の環境に特徴的な価値があると考えられる。山や川といった風景は、市町村の行政区域をこえて計画する必要がある。これらを守り育て、生き活きとしたものにしていくことは県の大きな役割である。

②そうした風景を保全する上で、道路や河川、橋梁、鉄塔などの土木構造物とどう折り合っていくのか、が課題。公共施設のあり方も含めて考えていく必要がある。

③条例をつくっただけではだめで、地域の人、担い手が、生業を持続的に営んでいけるのか、いかに地域のビジョンを持って取り組むのか、が大事。条例は、景観に取り組みますという宣言、方針を示す役割があり、条例の景観法委任部分を検討するときには、景観計画の内容の検討を並行して進める必要がある。和歌山に固有の景観をどのようにとらえ育てていくのか、現場から議論をしていきたいと考えている。

委員 B： 熊野古道の区域を重点的に取り組みたいという意向を事前に県からうかがっていたのだが、そういうことで良いのか。

事務局： おっしゃる通りである。県でも議論しているのだが、県全域を対象として広く薄く誘導することとなれば、規制に対する反応を考えたときにその次の深めていく段階に行きにくいのではないかと考えている。まずはしっかり誘導していくべきところを誘導する、ということとしたい。

委員 B： 懇話会の議論を踏まえてコメント頂きたい。

委員 C： 世界遺産の景観保全是現状では不十分であり、それを広げていくことは良いことだと思う。しかし眺望景観などは広い範囲に及ぶことになり、多くの方々の理解を得ていく必要がある。

また、市街地内は車社会も進行し、良好な景観とは必ずしも言えないところもある。まちの中の景観をどう創るか、も課題。

景観形成とあわせて農村や林業の地域の振興をどう図っていくかが重要である。

委員 D： 法の活用においては市町村との関係が重要となってくる。そこでの県の役割に期待する。都市計画との関係でいえば、専門部署を有する市町村では対応ができるが、そうした部署がない市町村へは県がサポートすべきだろう。

また、自然景観では自然公園や保安林といった枠組みがあり、部局間、国との調整も必要となる。それは市町村では難しく、県の役割は大きい。

庁内体制としても都市計画だけではなくオール和歌山県としての体制づくりに大いに期待するところである。

委員 E： 旧清水町のあらぎ島の棚田の景観は見事である。国道 480 号のトンネルを抜けたところは棚田の格好のビューポイントだが、橋梁がそれを阻害している。

現在、公共工事再評価委員を務めているが、再評価を考えるときには経済的な視点が中心であり、景観的な視点がない。

県全域か重点地域か、という議論もあるが、公共事業においては地域を限定せずに県全域を対象として、計画の策定段階で景観を意識できるような条例を作らねばならない。農業工事においてもコンクリート三面張りの工事によって悪い影響を与えている例もある。

委員 F： 今はまさしく歴史的な転換期にあると思う。中心市街地活性化法を含むまちづくり三法も改正され、まさに今やらなければならない。そういう意味では先進的な内容の条例ができればと思う。

経済学者の立場では通常は市場に任せればうまくいくというスタンスであるのだが、私は必ずしもそうではなく規制も必要であると考えている。地域再生や観光振興と景観を一体のものとして考えていくことが重要である。

委員 G： 古道に関する条例がどのような形となるか、気になっている。

古道を歩いていて心配な面が出てきている。地域で生活する人が高齢化で今ある景観が維持できないことが一番心配。

棚田の話も出たが、今年は稲を作ることができない、というところもある。今までのような形で景観を創っていくことができるのかどうか、規制をかぶせてやっていけるのか不安である。

山仕事も同じである。古道周辺は民有林が多いが、大きな山持は人を雇い間伐などを行うが、小さい山持は手が付けられない。植林して伐採するということも文化的景観の一つと考えている。古道をどう管理していくのか、それを条例にどう反映させていくのか。

本宮町の大社周辺で建築・改築する際には、市条例に基づく助成が受けられるのだが、新たに県条例が策定された場合どのようなようになるのか、気になる。

委員 B： 重要な論点を頂いた。新しいものを規制するだけでなく、今あるものを維持していくことを条例としてどのようなメカニズムで担保できるのか、文化的景観としてどのようなサポートができるのか考えていく必要がある。また市町村条例での規制と県条例との関係について、これは次回までに整理をお願いしておきたい。その他、事務局から提示頂くものはあるか。

(事務局より世界遺産のバッファゾーンの指定状況及び景観阻害のシミュレーションを提示)

委員 B： 今、お見せ頂いたのは、世界遺産で保全されている部分は限定的で、そのままにしておく恐れもある、ということで理解頂きたい。

委員 H： 文化財と景観重要建造物との関係はどのようなようになるのか。

委員 B： 登録有形文化財は比較的緩い制度だが、重要文化財は外観の変更などに許可が必要となる。景観重要建造物はその中間にあるような形で、景観の観点からの保全を求めるもので、相続税の減免措置や建築基準法の緩和なども用意されている。伝建地区の中の伝統的建造物と似たような形のもので、景観計画の中で定めることとされている。

委員 I： 県下には屋外広告物条例がかけられているが、現実にはそれが守られていない部分もある。見直していく際には、県全体を対象として考えていくべき。

委員 B： 今回検討する景観条例と屋外広告物条例との関係は。特に重点地域を設定するとなれば、そこの関係はどうなるのか。

事務局： 屋外広告物も重要な要素であると考えており、並行して検討していきたい。

委員 J： 高野町では景観の条例を策定しているが、町民に認知・理解してもらっていない。

現在景観行政団体になるべく申請の準備を進めているが、条例はいったい誰の

ため、何のためのものなのか。それは住民であり、訪れる人のためのもの。町の景観計画で重点地域を指定しようとしており、現在説明会を開催しているところだが、いかに知ってもらえるのか、も大変重要なことである。

委員 B： 今のようなご指摘を受け、県の方で何か工夫など考えておられるか。

事務局： 景観について知って頂きながら進めていくことは重要。高野町とは相談しながら、我々もフォローしていきたい。広域な範囲にわたってどう周知するのかが難しい問題。世界遺産地域には様々な活動団体があり、それらのネットワークを通じて話し合いを重ねながら周知していきたい。

委員 B： 今回の検討の中でフォーラムなども予定されているとのこと、そうした手では継続的に用意頂きたい。

委員 K： 県内には不動産業者として登録している業者が 1140 社ある。業界としても景観法には注目しており、売買取引などの際にもきちんと伝えていく必要がある。どのような範囲、内容となるか、講習会などを通じて会員にも伝えていかねばならないと考えている。京都市の景観施策は賛否両論があったと聞いている。どのような規制となるのか、決まり次第会員に条例の意義を広めていきたいし、県と相談しながら取り組みたい。

委員 L： 紀南地方は陸の孤島とも揶揄されているが、一方で秘境として残ってほしいという思いは持っている。

条例を作っても、守っていくのは誰なのか。それは住んでいる人であり、そうした人が定住し続けられる、住みやすくなるような施策を一つでも盛り込めないか。過疎化の現象を目の当たりにもしており、廃墟のようになっていけない。

委員 B： 景観条例ということで限定せざるを得ない部分もあるが、景観施策に取り組むことで地域にとってプラスになること（例えば産業やツーリズムなど）もある。今回の検討で定住化施策を打ち出すのは難しいが、無視して進めることはできないし、環境整備の面では貢献できると思われる。

事務局： 今回の議論では、規制だけではなく、支援措置も対象に入ってくるだろう。農林業や過疎地域の振興については他の施策との組み合わせも考えていければと思う。

委員 M： 県世界遺産マスターの一人として、クリーン作戦で実際に参詣道を歩いていて感じるのは、先ほど話のた棚田などの景観だけでなく、今ある参詣道そのもの（コア）も厳しい状態にある中で、どうサポートして行くかということ。

高野山町石道では、放棄田から道に水が流れこんで歩き難くなっている場所がある。また、トイレ 1 箇所が今年の 3 月関係者のご努力により完成をみたが、イノシシ対策の電線をまたいで行かねばならない。地域で生活し景観を維持している人の高齢化をどうサポートするか。

そこで、町石の作られかたが参考になるのではないか。外部のひとの寄進あるいは大勢の小口の寄進が集まったグループによって作られたものが多い。

地域の人だけでなく、外部の人のサポートも得ながら作って行くという先人の知恵が参考になるのではないか。

委員 K： 各市町村で自慢できる景観を出してもらうように働きかけてはどうか。市町村にも提案してもらい、対話を行いながら景観に対する意識の高揚に努めたい。

委員 B： 県民の意識を高め、協力を求めていくようなものは全県的なプログラムを考えていかなければならない。

委員 E： 「このポイントから見える景観」といった、限定した範囲の景観を保全するという考え方も大切ではないか。

委員 B： 青森県では各市町村から重要な眺望点を出してもらい、それを「ふるさと眺望点」として位置づけている。

委員 F： イギリスでは「戦略的な眺望 (strategic view)」といった厳しい規制を打ち出している。単なる農業振興ではなく、景観と農業が極めて密接な関係にある。

地域産業おこしと移住なども含む外部との交流という視点が大事かと思うが、前者に関連して、眺望景観などを配慮した農林の取り組み、例えば樹種をどのようにするのか、といった検討が行われているのか。

事務局： 景観に配慮した農業というのは今のところ取り組みとしてないのでは。県では企業の森事業を行っており好評を得ている。外部の力を借りるのは有効な手段か。

委員 F： 企業の森事業は林業の事業か。田辺市での公共工事再評価委員を務めているが、古道沿いには大きな樹木が残っているが、その周囲の植生はバラバラになっており、古道を一步外れてしまうと一体的な景観が見られない問題がある。スコットランドでは樹種でシミュレーションを行うなどの試みも見られる。

事務局： 建築物や工作物、広告物等の規制はできるが、樹種の規制は難しいのではないか。チャレンジングな議論ではあるが。

委員 M： 古道を歩くフランス人観光客が増えている。しかしサインは日本語が中心で一部英語があるのみ。何か国語かを意識したサイン等のガイドラインも検討する必要があるのではないか。

また、よかれと思って付けた標識でもなかにはふさわしくないものもあり、そうしたものは外すべきだという議論もある。今年3月に出版されたミシュラン（観光ガイドブック）日本編では、世界遺産のなかでも厳島神社などは三つ星だが、紀伊山地は一つ星である（ちなみに高野山は二つ）。そうした視点も入れたガイドラインが検討できれば。

事務局： 多言語案内については県は遅れているので少し考えていきたい。サイン計画

については三県協議会の際に検討して決めている。ただ古くからありそぐわな
いものもあるかもしれない。

委員 B： これまでの論点をまとめたい。

①農林業など今後維持していかなければならないところへの施策、あるいは外部も
含めたサポート体制をどう築いていくか。景観条例ではどの部分に対応できる
のか、整理が必要。

②公共事業における景観形成やいいところをほめていくような施策は全県的に
取り組むべき課題。重点地域と全県とでどのように仕分けするかは今後議論が
必要。

③市町村の条例との関係の整理が必要。次回は具体のイメージの用意を。

④規制誘導の具体的な中身は景観計画で検討すべき部分だが、条例の検討と不
可分なので、並行して検討を進める。前倒して議論していく必要がある。全体
のイメージを早い段階で示していく。

⑤広報の仕方や、協力を得るしくみづくり。ソフト対策について具体的なイメ
ージを出しながら進めていきたい。

●「景観条例の枠組みについて」事務局より説明

委員 B： 通常、県の景観計画では全県を景観計画区域とする場合が多いが、重点地域
とした意図は。

事務局： 全県を薄くかけることにどのくらいの拘束力、影響力があるのか、疑問に感
じている部分もあり、また合意が難しいのではないかと考えている。それより
は重要な地域について深く掘り下げていくことが大事かと考えている。どちら
が良いかは今後委員会で議論頂きたい。

委員 B： ある一定の地域に絞り込んで景観計画区域を指定するというのは特色が出る
し、一つの考え方としてあるかもしれない。

委員 C： 県全域とすると入れるかどうか難しい地域もある。(広域と重点地域の間で)
中域的というような指定の仕方もある。

委員 D： 技術的な話をすれば、誘導における県での対応・処理能力の問題もあると思
う。その問題がクリアできるならば全県を景観計画区域とし、地域性とリンク
する部分を重点地域とすべき。景観上影響のあるものをどう見るか。

委員 I： 景観計画区域に和歌山市は入っていないのか。

委員 B： 中核市なので自動的に景観行政団体となることから、法の趣旨からは市自ら
取り組むということになる。しかし、技術的にはいろんな工夫の仕方がある。

区域をどう設定するかについては、事務局とも議論して、次回以降に検討し
ていきたい。

